

市長提案説明

本日、平成30年第3回定例会が開会されるに当たり、今後4年間における市政についての所信の一端を申し上げ、議員の皆様への御理解と御協力をお願いするものであります。

まず、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興を願っているところであります。

地震発生から20日が経ち、道内全域に大きな混乱をもたらした停電ですが、ここに来て本市の市民生活は落ち着きを取り戻してきたと感じております。しかしながら、観光客の減少などにより、今後も市内経済への影響が懸念されることから、状況の把握に努めるとともに、経済界の皆様と力を合わせ、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、昨日、公表いたしました職員の住居手当の不正受給について申し述べさせていただきます。

札幌市における親族間の賃貸借契約に係る住居手当の不正受給問題を踏まえ、本市においても、親族間の賃貸借契約等に係る住居手当の実態調査を実施したところ、職員2名の不正受給が判明したことから、当該職員に対する処分を行い、昨日、公表をさせていただいたところであります。

行政に対する市民の皆様及び議員の皆様の信頼を損ねたことにつきまして、深くお詫びするとともに、今後、住居手当の在り方を見直し、チェック体制を強化するなど、再発防止に努めてまいります。

さて、市政においては、ここしばらく議会や経済界との信頼関係が構築されず、新幹線の開業に向けたまちづくりや小樽港を活用したまちづくりなど、経済界と連携して取り組むべき重要課題の解決が滞っていたと感じていたところであります。私が多くの市民の皆様から支援をいただけたのは、こうした状況の正常化

や、このまちが抱える多くの課題の解決に、私の35年の行政経験が、即戦力として期待されたものと受け止めております。

この期待に応えられるよう、これまでに培った経験を生かし、そして職員の間も借りながら、今度は小樽市の代表として、誠実に議会と向き合い、市民の皆様や、経済界、まちづくり団体の皆様と対話を重ね、停滞感が漂うまちづくりを再起動し、着実に前に進めていくよう、リーダーシップを発揮してまいります。

もう一つ、組織のトップとしての大切な役割は、市民の皆様から信頼され、評価される市役所づくりであると考えます。

本市はこれまでも、自治基本条例の制定や、市政への市民参加の取組など、市民との協働を意識した市政運営を行ってきたところではありますが、1年数か月にはわたって市役所を離れ、多くの市民の皆様の声を聴いてきた中で、市役所の体質や職員の意識に改善を求める声を、少なからず感じ取ってまいりました。

このことから、職員にもっと積極的に生活、福祉、経済などの「現場」に入って関係者の皆様と対話し、市民ニーズをしっかりと捉えるよう意識改革を促すとともに、庁内での議論と連携を促進して、組織全体としての課題解決力を高め、「市民本位」のまちづくりにつなげてまいります。

次に政治姿勢についてですが、本市は長らく人口減少・少子高齢化が続いており、全国的な少子化や、年齢が下がるに連れて少なくなる本市の人口構造、大都市札幌に隣接した地理的特性から、今後もこの傾向が続く見通しであり、働く世代の減少や、まちの経済、市の財政規模の縮小が懸念されています。

こうした中で、いかにして市民生活を守り、豊かにするための公共サービスを維持していくか、また、山坂が多い本市において自然災害にどのように備えていくかなど、多くの課題を抱えています。

このようなときこそ、皆で創意工夫し、力を合わせる必要があります。

私は、こうした課題に対応し、市民の皆様が安心して安全に暮らせる、夢あふれる元気な小樽を実現するためのまちづくりの基本的な考え方として、三つの政治姿勢を掲げました。

一つ目は「対話の重視」です。

職員との対話や議論はもちろんのことですが、私は職員時代から部下に対して、まちづくりのアイデアは市民の皆様の中にあると話してきました。

議会や市民の皆様との対話や議論を重ね、ともにまちづくりを考え、まちづくりを進めるとともに、市民の皆様にとってわかりやすく、納得いただけるまちづくりを進めてまいります。

二つ目は「経済と生活の好循環」です。

小樽の経済と雇用を支えているのは多くの中小の企業です。

様々な分野の中小の企業の振興を図りながら、税収の増加につなげ、市民の皆様の生活や暮らしを守る政策を前に進めていけるような好循環を生み出し、持続性のあるまちづくりを進めてまいります。

三つ目は「備え」です。

備えあれば憂いなしです。逆に私たちが備えを怠れば、憂えることになるのは市民の皆様です。

社会や時代の変化を読み取り、常に市民の皆様の安全・安心や、時代の変化、そして未来に備えてまいります。

次に、この4年間で重点的に推進したい四つの政策の柱と、具体的な施策の一端を申し上げます。

それぞれの分野における施策を関連付けながら、人口減少対策に向けた戦略として考えてまいります。

一つ目は「次世代をつくる」です。

安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもたちが能力や可能性を發揮できるまちを目指します。

このため、子育て世代包括支援センターの設置や保育環境の整備に取り組むとともに、子どもたちが安心して利用でき、癒される公園の整備を進めます。

また、不登校問題や障がいを抱える子どもがいる家庭に寄り添い、支える体制を整えるとともに、経済的困難を抱える家庭などの子どもへの学習支援体制を整え、学力や学習意欲の向上を支えます。

さらに、文化、芸術、スポーツに取り組む児童生徒の活動を支援し、豊かな感

性を育み、潜在的な可能性を引き出す教育環境づくりを進めます。

二つ目は、「安全をつくり、安心を生む」です。

全ての市民が健康で、生きがいと夢を抱きながら、安心・安全に暮らすことができるまちを目指します。

このため、高齢の方々が地域社会との接点と絆を持ち、健康寿命を延ばし、生涯現役で元気に生活できるよう努めるとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を構築し、福祉、医療、介護等が連携した支援に取り組みます。

また、通院や買物の足を守るため鉄道、バス、タクシーなどの公共交通ネットワークの維持に努めます。

さらに、除雪対策本部を早期に設置し、早めに降雪シーズンに備えるとともに、バス路線やスクールゾーンを優先するなど、市民の皆様に納得いただける除排雪に努めます。

災害対策としましては、災害による人的被害軽減のため、町会の防災訓練を支援し、迅速で的確に避難行動がとれるよう、市の体制整備を含め、防災力の強化を図ります。

三つ目は、「にぎわいをつくる」です。

豊かな自然や歴史・文化を生かし、市民に根ざした観光のまち、地域経済を支える中小企業が元気に事業を続けることができるまちを目指します。

このため、観光振興については、歴史的な街並みを生かし、旧国鉄手宮線、北運河と第3号ふ頭を一体的に整備するとともに、日本遺産認定された北前船寄港地としての魅力を発信し、小樽の新しい観光拠点づくりを進めます。

また、クルーズ客船の誘致を積極的に進め、第3号ふ頭周辺を「みなと観光」の拠点として市民や観光客が憩える場所に整備するほか、外国人向けの多言語表示や、ホスピタリティ意識の向上、観光地周辺の除排雪の強化などにより、安心で安全な国際観光都市としての発展を図ります。

更に、商店街や市場の特性を生かした魅力づくりを進めるとともに、小樽を訪れる観光客の回遊性を高めるなど、中心市街地のにぎわい形成に努めます。

そして、農業や水産業における一次製品の付加価値を高め、ブランド化を進めるとともに、新商品の開発を支援し、物産展や展示会などを通じて国内外に販路の拡大を進めます。

また、市内経済の活力を維持するため、新規開業や事業承継を支援するなど、中小企業振興基本条例の理念に基づき、中小企業、小規模事業者の振興策に取り組みます。

四つ目は「未来をつくる」です。

公共施設や小樽駅前、小樽港の整備、新幹線の活用など、人や物が活発に交流するまちを目指します。

このため、市役所庁舎をはじめとした、老朽化し耐震強度が不足している公共施設を、市民の皆様の御意見を聞きながら、計画的に再編整備していくとともに、廃校や用途が廃止された施設、土地などの市有財産を、地域の発展のため、有効活用を図ります。

また、にぎわいによる街の活力を維持するため、民間の力を活用して小樽駅前地区などの整備を進めるとともに、新幹線の新駅周辺のまちづくりや中心市街地との連携など、新幹線開業に向けた具体的な取組を開始します。

そして、これらの政策の進め方についてであります。議会や経済界との関係改善はもちろんのこと、まずは、後退感のあるものを元に戻すことが最優先であると考えます。

除排雪については、市民要望を踏まえて排雪の充実を図り、また、財政については健全化に向けたプランを策定し、改善の取組を進めてまいります。

その上で、新たな取組について、市民の皆様からの御意見も伺いながら、国・道との連携や民間の力の活用なども併せて検討を行い、財政の健全化とのバランスを保ちつつ、順次、予算に反映してまいります。

先人たちが築き上げてきた、歴史と伝統あるこの素晴らしい小樽を、将来の世代にしっかりと引き継ぐため、時代の変化に適応し、持続的な発展への道筋をつけていくのは私たちの役目であります。

ラグビーでいう「スクラムトライ」の精神で、職員はもちろんのこと、議会や

経済界、まちづくり団体などとコミュニケーションをしっかりとって、知恵を出し合い、力を合わせて大きな課題に立ち向かい、夢あふれる元気な小樽を実現するため、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、是非ともお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、副市長の選任につきましては、新年度予算の編成に当たり、副市長とともに臨み、議論したいと考えておりますので、第4回定例会までに選任できるよう、努めてまいります。

それでは、今議会に上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの平成30年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成29年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金や、地球温暖化対策として国が推し進めている、二酸化炭素の排出抑制に向けた取組の普及啓発を図る「クール・チョイス推進事業費」、次世代を担う新規農業従事者の経営基盤確立を支援する「農業次世代人材投資事業費補助金」を計上したほか、消防署手宮出張所と高島支所を統合し、（仮称）消防署手宮支署を建設するための基本設計の着手や、総合福祉センターと高島小学校温水プールのボイラー設備の更新などについて所要の経費を計上いたしました。

また、除雪費につきましては、雪山処理や通学路の安全確保など、市民要望の多い排雪作業の充実を図るため、計画排雪量を見直した上で「除排雪業務委託料」を計上したほか、昨今の電力料金の上昇等の影響を精査して「ロードヒーティング関係経費」を増額するなどの予算措置をいたしました。

そのほか、平成29年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てるとともに、将来に備えて「庁舎建設資金基金」を積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税、臨時財政対策債については、本年度交付額の算定結果を受けて減額しましたが、平成29年度決算剰余額を繰越金として計上したほか、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入を計上しました。以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに13億53万円の増となり、財政規模は564億9,102万6,000円となりました。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計の補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、多目的荷役機械の補修に要する所要の経費を計上し、財源といたしまして、平成29年度決算剰余額を繰越金として計上したほか、一般会計からの繰入金を計上いたしました。

国民健康保険事業及び介護保険事業につきましては、平成29年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、平成29年度出納整理期間中に収納した保険料を、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するため予算措置いたしました。

次に、議案第6号から議案第19号までの平成29年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額561億3,437万6,062円に対し、歳出総額は559億1,373万1,739円で、実質収支は2億2,064万4,323円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととして決算を了したところであります。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4億4,203万6,624円の赤字、さらに財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は、4億1,035万6,612円の赤字となりました。

歳入では、市民税、固定資産税、都市計画税などの市税収入や地方消費税交付金が予算を上回り、歳出では、職員給与費、生活保護費、特別会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことから、実質収支は黒字となりましたが、単年度収支、実質単年度収支は2年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、平成28年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、「実質公債費比率」は7.9パーセント、「将来負担比率」は48.5パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、「実質公債費比率」で0.4ポイント、「将来負担比率」は13.2ポイント改善しました。

一方、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、賞与引当金の控除などの算定上の経過措置が平成28年度で終了したことから、病院事業で0.1パーセントとなりましたが、経営健全化基準を下回っており、その他の企業会計では、前年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成29年度に実施した主な施策について、「小樽市総合戦略」の4つのプロジェクトに沿って説明申し上げます。

1点目の「あずましい暮らしプロジェクト」の取組では、平成28年度からの繰越事業として、JR銭函駅のバリアフリー化のため整備費用の一部を補助したほか、国の「地方創生拠点整備交付金」等を活用した「建築ストック・リノベーションまちづくり事業」を実施し、歴史的建造物である「旧寿原邸」の有効利用に向けた部分改修や、空き家・空き店舗の活用に向けた講習会・相談会などを開催しました。

また、多くの市民や観光客が利用する市の施設について、和式トイレの洋式化などの整備に着手し、今後も順次進めて参ります。

2点目の「樽っ子プライド育成プロジェクト」の取組では、北海道の補助制度を活用し、保育料無償化の対象世帯を拡大したほか、保育環境の整備を図るため、民間保育施設の建替えや防犯カメラ設置に要する経費の一部を助成しました。

また、中学校の授業や小学校における国際理解教育での活用を図るため、外国語指導助手を増員したほか、全道規模の小学生陸上競技大会の開催に対応できるよう、手宮公園競技場に小学生用ハードルを整備しました。

3点目の「にぎわい再生プロジェクト」の取組では、海外販路拡大のため、新たにベトナムにおいて産・学・官による市場開拓事業を実施したほか、歴史的価



値の高い文化財の活用を通じて地域活性化を図るため、日本遺産認定に向けた取組を進め、平成30年5月に、北前船寄港地の日本遺産追加認定を受けたところです。

また、「ふるさと納税」につきまして、本市のまちづくり施策への賛同者の増加と地域経済の活性化を図るため、返礼の特産品の充実や寄附額区分の見直しによる拡充を行いました。

4点目の「あんしん絆再生プロジェクト」の取組では、平成29年2月に北海道が公表した「新たな浸水想定」に対応した津波ハザードマップを新たに作成するなど、災害対策に向けた取組を進めました。

次に、そのほかの主な施策について、説明申し上げます。

まず、山の手小学校の統合新築につきまして、校舎・屋内運動場とグラウンド整備工事等が平成30年3月に完了し、4月に開校を迎えました。また、小中学校の古くなった机・椅子について、計画的な更新に着手したほか、廃棄物最終処分場の延命化を図るため、かさ上げによる拡張整備の実施設計を行いました。

そのほか、介護事業において、認知症ケアの向上を図るため、社会福祉法人等の団体が実施する認知症カフェの運営に対する支援や、後期高齢者医療事業において、75歳以上の高齢者の無料歯科健診を新たに実施いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約1億2,963万円、地方消費税交付金で約7,653万円、諸収入で約1億2,502万円の増収となりましたが、国庫支出金で約4億8,503万円、繰入金で約11億90万円、市債で3億5,510万円の減収となったことから、歳入総額では約15億9,034万円の減収となりましたが、このうち2,800万円については、繰越事業の財源として、30年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約17億8,298万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、扶助費や特別会計繰出金の減などにより約7億4,294万円、土木費で、道路橋りょう費の国の交付金事業や港湾費の国直轄工事費負担金の減などにより約4億8,532万円、

職員給与費で、職員手当の減などにより約1億3,190万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額178億6,563万20円に対し、歳出総額174億7,020万6,016円となり、差引き3億9,542万4,004円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となった3億16万2,629円については、平成30年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入総額12億1,334万4,709円、歳出総額12億1,334万4,709円となりました。

主な事業といたしましては、市営若竹住宅3号棟の建替事業につきまして、解体工事が完了し、平成30年度の完成に向けて建築工事、機械設備工事及び電気設備工事に着手したほか、市営住宅改善事業として、祝津住宅5号棟・6号棟及び特定目的住宅である最上A住宅51棟の外壁等改修工事を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額149億3,140万9,437円に対し、歳出総額143億3,500万3,907円となり、差引き5億9,640万5,530円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった3億8,524万459円については、平成30年度に精算し、不足する10万3,500円については平成30年度に追加交付されます。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額20億5,279万4,316円に対し、歳出総額20億49万2,956円となり、差引き5,230万1,360円の剰余金を生じました。この剰余金は、平成29年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、平成30年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の増などによる医業収益の増により1億1,280万6,424円の増収となり、支出では給与費及び経費などの減による医業費用の減な

どで2億4,895万233円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより7,587万1,000円の減収となり、支出では建設改良費の減などで8,404万1,241円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失4億5,558万5,011円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定です。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、給水収益の増などにより5,769万6,599円の増収となり、支出では営業費用などで1億4,542万9,059円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1億2,415万7,599円の減収となり、支出では建設改良費などで9,330万4,765円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金9億8,286万594円のうち、4億8,323万22円につきましては、自己資本金として処分し、4億9,963万572円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、下水道使用料の増などにより2,522万6,249円の増収となり、支出では営業費用などで4,647万1,217円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより4億5,538万1,781円の減収となり、支出では建設改良費などで3億1,330万4,568円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金11億815万4,285円のうち、6億1,219万5,410円につきましては、自己資本金として処分し、4億9,595万8,875円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減から2,287万157円の減収となり、支出では維持管理費などで1,173万914円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により1億円の収入が

生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金 9, 264万6, 757円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、平成29年4月1日付けで地方公営企業法を適用し、公営企業会計として初めての決算となりました。決算状況について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、他会計補助金の減などにより1, 053万2, 062円の減収となり、支出では営業費用などで630万9, 096円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1, 270万306円の減収となり、支出では建設改良費などで31万8, 198円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失740万2, 414円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定です。

続きまして、議案第20号から議案第28号までについて説明申し上げます。

議案第20号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、私の給料月額について、独自削減の減額率を変更するものであります。

議案第21号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和等に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第22号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等を有する者に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第23号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、若竹住宅3号棟を供用開始することに伴い、同住宅の戸数を変更するとともに、児童遊園及び駐車場を設置するものであります。

議案第24号及び議案第25号の工事請負変更契約につきましては、若竹住宅3号棟の建替工事及び（仮称）中央5号上屋新築工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第26号 市道路線の変更につきましては、塩谷川沿線の起点を変更するものであります。

議案第27号 教育委員会委員の任命につきましては、小澤倭文夫氏の任期が平成30年10月10日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉下清次氏の任期が平成30年10月5日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

なお、議案第27号及び議案第28号につきましては、議会の最終日前にそれぞれ任期満了となることから、先議をお願いするものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、市長選挙の実施に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について平成30年7月9日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、北照高等学校野球部の全国高等学校野球選手権大会への出場が決定したことから、遠征経費等の一部を助成するため、一般会計の補正予算について、平成30年8月3日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、平成29年度に超過交付となった療養給付費等交付金の返還金を期限内に納付するため、国民健康保険事業特別会計の補正予算について平成30年9月19日に専決処分したものであります。

報告第4号につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、診療所等の外壁等の防火構造に関する規定を削除するとともに、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料、仮設興行場等建築許可申請手数料を設けるほか、所要の改正を行うため、建築基準法施行条例及び手数料条例の一部を改正する条例を平成30年9月20日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願い申し上げます。